

各町議会での合併関連議案を議決

3月25日、園部町、八木町、日吉町及び美山町の各町議会において、廃置分合をはじめとする4つの合併関連議案が、原案のとおり議決されました。議決された合併関連議案の内容は次のとおりです。

園部町、八木町、日吉町及び美山町の 廃置分合について

平成18年1月1日から、園部町、八木町、日吉町及び美山町を廃し、その区域をもって南丹市を設置することを京都府知事に申請することについて、議会の議決を求めたものです。

ることについて、議会の議決を求めたものです。

旧園部町区域 9人 旧八木町区域 7人
旧日吉町区域 5人 旧美山町区域 5人

廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に 関する協議について

園部町、八木町、日吉町及び美山町の農業委員会の選挙区による委員であった者のうち30人は、南丹市の農業委員会の選挙区による委員として、新市移行後6ヶ月間を限度として引き続き在任することができること、旧町ごとに1選挙区を設け、各選挙区の選挙すべき委員の定数は、次のとおりとするることについて、議会の議決を求めたものです。

旧園部町区域 9人 旧八木町区域 8人
旧日吉町区域 6人 旧美山町区域 7人

廃置分合に伴う議会の議員の定数等に 関する協議について

南丹市における議会議員の定数を26人とするること、新市発足時に限り、旧町ごとに1選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする

廃置分合と 合併関連議案

市町村の区域を変更しようとする時は、地方自治法の規定に基づき、廃置分合又は境界変更の手続きを行う必要があります。

このうち、廃置分合とは、市町村を廃止又は新設することをいい、その方法として、2以上の市町村を廃止して1つの市町村を設置する「合体」や廃止した市町村の区域を他の市町村の区域に加える「編入」といったいわゆる合併の他、1つの市町村の区域を分けて複数の市町村を設置する「分割」などがあります。

今回の4町の場合も、現在の各町を廃止し、新たに南丹市を設置するという意味で、「合体」としての廃置分合にあたります。

そして、この廃置分合を行う場合は、各市町村議会の議決を経て、知事に申請を行うことが規定されていますが、同時に、財産処分、議会議員の定数、農業委員会の委員の任期等についても協議を行うこととされ、さらに、この協議には各市町村議会の議決が求められています。

このため、これらの議案をまとめて、「合併関連議案」と呼んでいます。